

## 高崎市及び群馬郡榛名町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議

(趣旨)

第 1 条 この協議は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、地域審議会（以下「審議会」という。）の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 次の表の左欄に掲げる区域に、同表右欄に掲げる審議会を置く。

区 域	名 称
廃置分合前の群馬郡榛名町の区域	高崎市榛名地域審議会

(設置期間)

第 3 条 審議会は、平成 18 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで置くものとする。

(所掌事務)

第 4 条 審議会は、廃置分合前の榛名町の区域（以下「対象区域」という。）に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市基本計画の変更に関する事項
- (2) 新市基本計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市総合計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 公共施設の設置及び廃止に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、対象区域に置く支所が所管する事務及び事業に関する事項並びに対象区域に係る必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 5 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、対象区域に住所を有する者であって、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による者

(任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 対象区域に住所を有しなくなった委員は、第 1 項本文の規定にかかわらず、その職を失う。

( 会長及び副会長 )

第 7 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 8 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は会議を招集しなければならない。

2 会議は、毎年度開催するものとする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会長は、審議上必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議の議決を要する議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会議は、公開とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

( 庶務 )

第 9 条 審議会の庶務は、対象区域に置く支所において処理する。

( 雑則 )

第 10 条 この協議に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成18年10月1日から施行する。

## 高崎市地域審議会会議運営規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、高崎市、群馬郡倉渚村、同郡群馬町及び多野郡新町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議、高崎市及び群馬郡箕郷町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議並びに高崎市及び群馬郡榛名町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議に基づき、高崎市倉渚地域審議会、高崎市群馬地域審議会、高崎市新町地域審議会、高崎市箕郷地域審議会及び高崎市榛名地域審議会の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の開閉)

第2条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

### (発言)

第3条 委員は、議長の許可を得た後でなければ発言することができない。

### (会議録)

第4条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 議事の内容
- (5) その他必要事項

2 会議録は、議長及び議事に先立ち議長が指名する出席委員1人が署名する。

### (傍聴の手続等)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、高崎市地域審議会傍聴人受付簿（様式）に住所及び氏名を記入しなければならない。

### (傍聴人の定員)

第6条 傍聴人の定員は、その都度議長が定める。

### (傍聴することができない者)

第7条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者

( 3 ) 異様な服装をしている者

( 4 ) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者

( 5 ) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

( 6 ) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

( 傍聴人の遵守事項 )

第 8 条 傍聴人は、傍聴席において次に掲げる事項を守らなければならない。

( 1 ) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

( 2 ) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。

( 3 ) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

( 4 ) 飲食又は喫煙をしないこと。

( 5 ) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

( 6 ) 携帯電話の電源を入れないこと。

( 7 ) 許可を得ないで傍聴席において写真又はビデオカメラ等の撮影、録音等をしないこと。

( 8 ) 庶務を担当する職員の指示に従うこと。

( 9 ) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

( 違反に対する措置 )

第 9 条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

( その他 )

第 10 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 5 日から施行する。

この規則は、平成 18 年 10 月 13 日から施行する。

